

## 12月9日付けで大学当局に 「就業規則作成への要求書」を提出!

筑波大学教職員組合は12月9日付けで、以下の文書を大学当局に提出しました。すでに、前回報告した大学当局との会見や、就業規則についての当局の説明会で明らかにされていることでもあります。組合としての要求を示しておく意味で、そのまま掲載します。

2003年12月9日

筑波大学長  
北原保雄殿

国立大学法人筑波大学就業規則の作成に当たっての要求(第一次)

筑波大学教職員組合委員長  
丸 浜 昭

筑波大学では、国立大学法人への移行に向けて2004年4月より実施する就業規則の作成が進められています。筑波大学教職員組合は、就業規則の作成に当たって次の事項を要求します。

### 1. 全体を通して

(1) 国立大学法人移行後は、労働者と使用者が対等な立場で労働条件等について話し合っていくこととなります。また、使用者による労働条件の一方的な不利益変更は労働基準法により認められません。就業規則作成に当たって、教職員の意見をよく聞くことを要求します。

(2) 前述したように、労働者と使用者が対等な立場で労働条件等について話し合っていくこととなります。国家公務員法の上意下達的な考え方を改め、労使対等による決定の意識をしっかりと持って就業規則を作成することを求めます。

(3) 国立大学法人移行時に、教職員の給与、諸手当、勤務時間、勤務体制、休暇、休業、定年、勤務延長、再任用等の労働条件が現在の労働条件を下回らないようにすることを要求します。

(4) 裁量労働制、変形労働時間制を実施する意向がある場合は、労働組合と該当する職場の教職員の意見を十分聞くことおよび該当する職場の教職員の反対が多いときは実施しないことを求めます。

## 2. 就業規則の内容について（法人化準備委員会の中間報告をもとに）

- (1) 法人化準備委員会の中間報告に使われているような国家公務員法の上意下達の内容・用語をそのまま使用しない。
- (2) 「附属学校教員の採用については、学校教育部長（附属学校教育局教育長）の選考による」を「学校教育部長（附属学校教育局教育長）が当該校長の意見の具申を受けて選考する」に変更する。
- (3) 定年は、大学教員が65歳、労務職員63歳、それ以外の職員60歳という差別をせず全員65歳とする。
- (4) 勤務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- (5) 有給休暇は、従来通り時間休の取得を可能とする。
- (6) 労働基準法は、自己都合退職を認めており、法人化準備委員会の中間報告の、「病欠休暇」の項にある「自己都合退職も認めるものとする」という規定は不要である。
- (7) 介護休暇に対し代替教職員を配置する。
- (8) 就業規則の章に「女性」の章を設ける。
- (9) 「懲戒処分」は、「免職、停職、減給、戒告」の4段階でなく「諭旨退職」を入れた5段階にする。
- (10) 懲戒処分に対する不服審査請求の規定を設ける。
- (11) アカデミック・ハラスメントの項を設ける。
- (12) 大学教員、附属学校教員、職員の研修権を明示する。
- (13) 東京・神奈川地区の附属盲学校、聾学校、久里浜養護学校と各学校の寄宿舎は、それぞれ同一の事業所にする。
- (14) 「職務上の秩序維持」の規定は設けない。
- (15) 「上司の職務命令に従う義務」、「信用失墜行為の防止義務」、「守秘義務」、「職務上の遵守事項」、「政治的行為の制限」は、「上司」、「信用失墜行為」、「秘密保持」、「遵守事項」、「政治的行為」を包括的に規定するのではなく限定的、具体的に明記する。

**来年は、法人化に向けて激動の年になりそうです。**

**どうぞ、教職員のみなさま、筑波大学教職員組合にご参加下さい。**

**良いお年をお迎え下さい！**

「つくば連絡会ニュース」の連絡先に名前を出している技官の齋藤です。2003年最後の連絡会ニュースを皆さんにお届けします。今年は月1回から2回のペースで発行してきました。私たちの関心のある大事な学内外の話題を提供してきました。多少はお役に立てたのではないかと考えております。2004年も引き続きよろしくお願い致します。